第三十四項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）」を加え、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「事業協同組合等雇用促進事業助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第三号から第五号までのいずれかに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）」を加え、同項を同条第三十四項とし、同条第三十八項中「、中小企業人材能力発揮奨励金」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実助成金」に、「又は建設事業主団体雇用改善推進助成金」を「、建設事業主団体雇用改善推進助成金又は能開機構財会省令第二十一条第一項に規定する建設業人材育成支援助成金（以下「建設業人材育成支援助成金」という。）」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項中「第百十八条第十一項第一号イ」を「第百十八条第十項第一号イ」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十一項を同条第三十八項とし、同条第四十二項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十四項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「発達障害者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）」を加え、同項を同条第四十五項とし、同条第四十六項中「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）、第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）又は第三号から第七号までのいずれかに該当する事業主に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第四十二項とし、同項の次に次の七項を加える。

43　精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、精神障害者雇用安定奨励金（同項第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）又は第三号に該当する事業主に係るものに限る。）、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、精神障害者雇用安定奨励金（同項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）は支給しないものとする。

44　精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、事業協同組合等雇用促進事業助成金又は精神障害者雇用安定奨励金（同項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）又は第三号に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては精神障害者雇用安定奨励金（同項第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）は支給しないものとする。

45　精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第三号に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、高年齢者雇用モデル企業助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、精神障害者雇用安定奨励金（同項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、精神障害者雇用安定奨励金（同項第三号に該当する事業主に係るものに限る。）は支給しないものとする。

46　精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第四号に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、高年齢者雇用モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、介護雇用管理制度等導入奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、精神障害者雇用安定奨励金（同項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、地域雇用開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、精神障害者雇用安定奨励金（同項第四号に該当する事業主に係るものに限る。）は支給しないものとする。

47　精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、高年齢者雇用モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、介護雇用管理制度等導入奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金、精神障害者雇用安定奨励金（同項第四号に該当する事業主に係るものに限る。）、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、地域雇用開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、精神障害者雇用安定奨励金（同項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）は支給しないものとする。

48　精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第六号に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、事業協同組合等雇用促進事業助成金又は精神障害者雇用安定奨励金（同項第七号に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、精神障害者雇用安定奨励金（同項第六号に該当する事業主に係るものに限る。）は支給しないものとする。

49　精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第七号に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、事業協同組合等雇用促進事業助成金又は精神障害者雇用安定奨励金（同項第六号に該当する事業主に係るものに限る。）の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、精神障害者雇用安定奨励金（同項第七号に該当する事業主に係るものに限る。）は支給しないものとする。